

令和6年10月4日付け県公報第558号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年2月21日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関
静岡市
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和6年9月27日から令和6年12月9日まで
変更後 令和6年9月27日から令和7年3月28日まで
- 4 作業地域
静岡市清水区日立町地内